

遠 征 費 補 助 基 準 (中学生)

1 目 的

苫小牧市中学生のスポーツ振興を目的とした競技会の出場について、その経費の一部を補助する。

2 補助対象

(1) 次の大会について補助する。

- ① 北海道中学校体育大会
- ② 全国中学校体育大会
- ③ (公財) 日本スポーツ協会加盟競技団体主催の全道大会・全国大会

(2) 対象人員

- ① 選手は、ベンチ入り又は選手席に入る人員とする。
- ② 引率者は、大会開催要項基準の範囲内とする。
- ③ ①、②において他団体から補助金等を受ける者については補助対象外とする。

※他団体

この基準における他団体とは、各競技団体や地方公共団体等をいう。

3 補助額

(1) 開催地が北海道内の場合

- ① 交通費は、道内交通費補助金表により算出する。
- ② 宿泊費は、一泊につき3,000円とする。

(2) 開催地が北海道外の場合

- ① 交通費は、苫小牧市職員等の旅費支給条例及び施行規則に準じ、積算のうえ、3割減じた額を支給する。学割・団体割引等の適用がある場合はその運賃から3割減じた額とする。
- ② 宿泊費は、一泊につき3,000円とする。
- ③ パック旅行を利用する場合は、パック旅行に係る費用の3割減じた額（以下「パック遠征費支給額」という。）が、上記①と②を合わせた金額よりも低廉であれば、パック遠征費支給額を支給する。

4 補助申請

(1) (公財) 苫小牧市スポーツ協会加盟の各競技団体会長及び苫小牧市スポーツ少年団本部長並びに出場団体の長が申請する。

(2) 申請は大会種目別とする。

5 補助金交付の制限

(1) 1個人につき同一年度において全道大会・全国大会各1大会に限るものとする。ただし、引率者を除く。

(2) 個人として既に補助金の交付を受けた者が参加する団体にあつては、その者の数を団体の構成員から減じる。

(3) 申請者の名称が異なる場合であっても活動の内容、所在地及び構成員等から総合的に判断して、類似しているものについては同一個人・団体とみなす。

6 その他

この補助基準の施行について必要な事項は、別に定める。

補助基準1.2.3.4の内容は、市長が認めた場合についてこの限りではない。

附 則（平成15年6月12日改正）

この基準は、平成15年6月13日から施行する。

附 則（平成24年3月27日改正）

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日改正）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日改正）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日改正）

この基準は、令和2年10月1日から施行する。